

保存用

平成13年4月1日施行(平成17年7月一部改正)

土砂災害防止法

梅雨や台風の影響、さらに地球温暖化の影響も受けて、局地的に想定外の大雨が降り、不測の事態が発生する昨今です。日頃の備えを万全にし、いざとなったら早めの避難を心がけましょう。

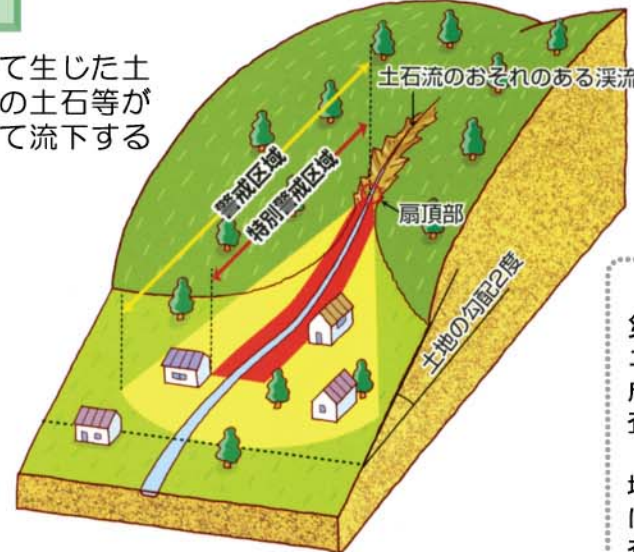
概要：土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害防止月間 6/1 ~ 6/30

■芦屋市には「地すべり」の危険箇所がありません。そのため説明は割愛します。

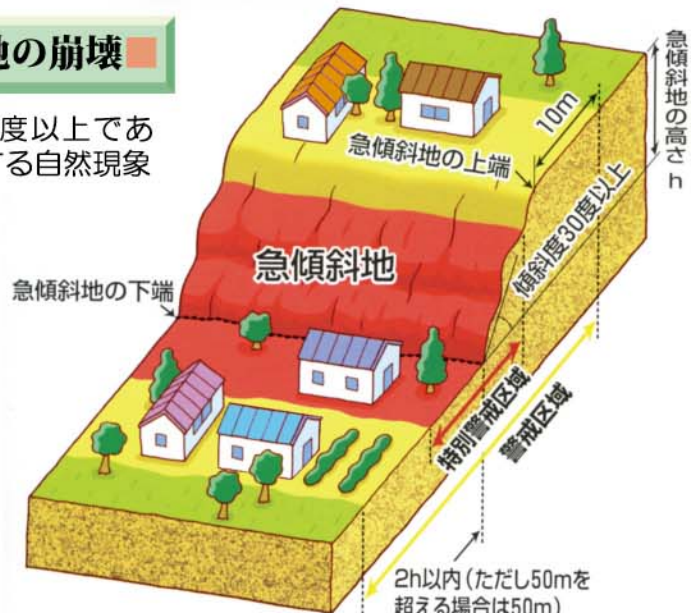
土石流

●山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



急傾斜地の崩壊

●傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



今回指定された「土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)」は、平成18年度の兵庫県の調査によるものです。「土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)」は、兵庫県により今後調査の上指定される予定です。

土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)

「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域」をいい、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

1. 市町村地域防災計画への記載
2. 災害時要援護者関連施設利用者のための警戒避難体制
3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底
4. 宅地建物取引における措置(売買等に当たり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務付けられています)

土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)

「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に崩壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域」をいい、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

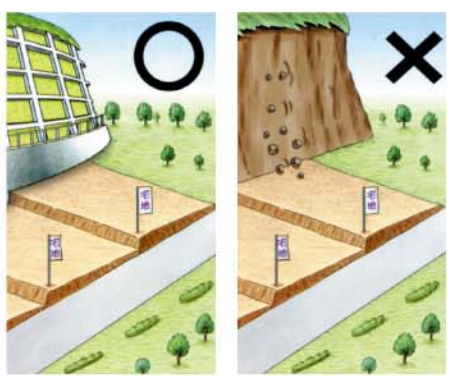
1. 特定の開発行為に対する許可制
2. 建築物の構造の規制
3. 建築物の移転等の勧告および支援措置
4. 宅地建物取引における措置(特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、特定の開発行為の許可について重要事項説明を行うことが義務付けられています)

1. 市町村地域防災計画への記載 2. 警戒避難体制の整備



土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

1. 特定の開発行為に対する許可制



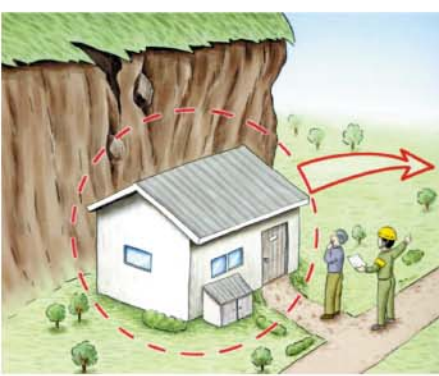
宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。

2. 建築物の構造の規制



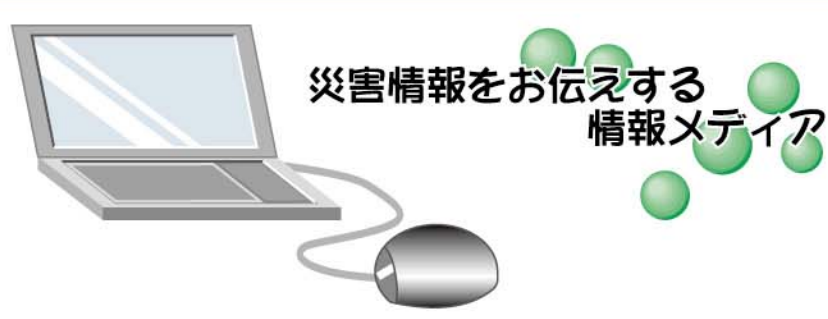
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

3. 建築物の移転勧告



著しい破損が生じる可能性のある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。

【担当：市町村】 【担当：都道府県】 【担当：建築主事を置く地方公共団体】 【担当：都道府県】



- 芦屋市役所防災安全課 ホームページアドレス <http://www.city.ashiya.hyogo.jp/bosai/>
あしや防災ネット <http://bosai.net/ashiya/>
広報あしや(パソコン) <http://www.city.ashiya.hyogo.jp/>
広報あしや(携帯) <http://www.city.ashiya.hyogo.jp/m/>

■天気・地震・台風など総合情報

日本気象協会「tenki.jp」 気象庁	http://tenki.jp/ [パソコン版・携帯版] http://www.jma.go.jp/ [パソコン版]
国土交通省 防災情報提供センター	http://www.bosai.joho.go.jp/ [パソコン版]
兵庫県 CGハザードマップ	http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/

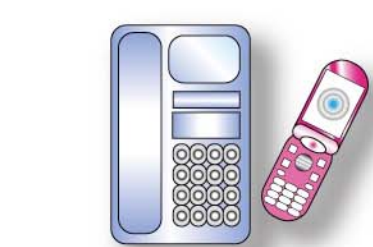
■河川・ダム水位など洪水情報

国土交通省 「川の防災情報」	http://www.river.go.jp/ [パソコン版・携帯版]
-------------------	---

■海洋波浪情報

国土交通省港湾局 全国港湾海洋波浪情報網「ナウファス」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ [パソコン版]
海上保安庁	http://www.kaiho.mlit.go.jp/syoukai/

通報 & 連絡



そして...
「無事ですよ?」

- 災害用伝言ダイヤル
171 番
火事・救急
119 番
警察
110 番

災害用伝言ダイヤル「171」の使用法

- 伝言をする... → 1 → 録音する人は自宅の電話番号 → 伝言を吹き込む ※どちらでも市外局番から押してください
- 伝言を聞く... → 2 → 伝言聞く人は被災地の人の電話番号 → 伝言を聞く

携帯電話災害用伝言板の使用法

- 各社のトップメニューから「災害用伝言板」を開く
- 伝言をする → 「登録」を選択して伝言を入力する
 - 伝言を聞く → 「確認」を選択し、被災地の人の携帯電話番号を入力して伝言を見る

避難所一覧表

国道2号以北			国道2号以南		
名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
■ 奥池集会所	奥池南町 34-4	☎ 32-0763	※ 精道小学校	精道町 8-25	☎ 32-1111
大阪ガス 奥池ロジ(土砂災害の備え)	奥池南町 47-16	☎ 38-0771	体育館・青少年センター	川西町 15-3	☎ 31-8228
■ 山手中学校	三条町 39-10	☎ 32-1122	茶屋集会所	茶屋之町 8-20	☎ 32-1232
西山幼稚園	西山町 22-15	☎ 32-5457	竹園集会所	竹園町 5-6	☎ 22-2484
前田集会所	前田町 8-17	☎ 23-3899	伊勢幼稚園	伊勢町 13-14	☎ 31-8313
※ 山手小学校	山手町 8-3	☎ 32-1113	宮川小学校(体育館)	浜町 1-9	☎ 32-1112
大原集会所	大原町 20-2	☎ 38-7782	県立芦屋高等学校	宮川町 6-3	☎ 32-2325
市民センター	業平町 8-24	☎ 31-4995	小穂幼稚園	打出小穂町 15-7	☎ 22-4885
上宮川文化センター	上宮川町 10-5	☎ 22-9229	海技中学校	西蔵町 12-24	☎ 38-6202
朝日ヶ丘小学校	朝日ヶ丘町 10-10	☎ 32-1115	打出浜小学校(体育館)	新浜町 8-2	☎ 23-4581
■ 朝日ヶ丘集会所	朝日ヶ丘町 30-9	☎ 23-4896	※ 精道中学校(体育館)	南宮町 9-7	☎ 32-1121
※ 岩園小学校	岩園町 23-41	☎ 32-1114	春日集会所	春日町 13-17	☎ 32-5377
岩園保育所	岩園町 2-18	☎ 31-0335	※ 浜風小学校(体育館)	浜風町 1-1	☎ 23-4597
芦屋大学附属中・高等学校	六龍荘町 16-18	☎ 31-0666	浜風幼稚園	浜風町 1-2	☎ 31-1505
翠ヶ丘集会所	翠ヶ丘町 9-15	☎ 22-2475	浜風集会所	浜風町 3-2	☎ 38-0960
			新浜保育所	新浜町 1-1	☎ 32-0410
			潮見小学校(体育館)	潮見町 1-2	☎ 34-0721
			潮見中学校(体育館)	潮見町 20-1	☎ 34-1601
			潮見集会所	潮見町 7-1	☎ 32-4359
			陽光町県営住宅集会所	陽光町 6-8	☎ 35-8015
			市営南芦屋浜田地集会所	陽光町 5-7	☎ 38-2068

合計 36カ所 ※印は救護所設置避難所を示す。 ■印は土砂災害の場合は他の避難所へ避難してください

兵庫県土砂災害警戒情報 第0号

平成20年06月01日00時00分
兵庫県 神戸海洋気象台 共同発表

発表例

【警戒対象地域】
神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町・洲本市・淡路市

【警戒解除地域】
南あわじ市
※印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
今後2時間以内に、大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒してください。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は、多いところで50ミリです。

問い合わせ先
078-362-3565(兵庫県砂防課)
078-222-8915(神戸海洋気象台観測予報課)